

公立大学法人大阪府立大学における会計監査人の選定に関する 企画提案募集要項

1 業務の名称

公立大学法人大阪府立大学（以下「法人」という。）における会計監査人業務

2 趣 旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定に基づき、公立大学法人大阪府立大学（以下「法人」という。）は、法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について会計監査人の監査を受ける必要があります。法第36条の規定により、当該会計監査人は設立団体の長（大阪府知事）が選任することとなっていることから、この度、法人の会計監査人を選定するための企画提案の募集を行うものです。

3 業務の概要

別紙「公立大学法人大阪府立大学における会計監査人の選定に関する業務仕様書」のとおり。

4 会計監査人の選任と契約の締結

本業務については、特別な理由がないかぎり最優秀提案者を選定事業者とします。選定後、法第36条に基づき、大阪府知事は法人に対し、選定事業者を会計監査人として選任した旨の通知を行い、選任された会計監査人は法人と監査契約を締結します。当該監査契約については、提出書類に基づき、具体的な業務内容を協議の上、速やかに締結することとします（平成23年8月上旬を予定）。ただし、辞退その他の理由で会計監査人の選任及び監査契約の締結にいたらなかった場合は、「10 審査・選定方法」に基づき、あらかじめ選定した次点者がいる場合は、その者を選定事業者として、会計監査人の選任及び監査契約に係る交渉の相手方とします。

5 会計監査人の任期

法第38条の規定に基づき、選任の日以後最初に終了する事業年度（平成23事業年度）の財務諸表についての法第34条第1項の規定に基づく知事の承認の日までとします（ただし、法第39条の規定による解任等の特段の事情のないかぎり、平成24事業年度及び平成25事業年度についても再任する方針とします。）。

6 監査契約の予定金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

平成23事業年度～平成25事業年度における契約金額は39,000,000円を上限とします。なお、期間中の各事業年度における契約金額は13,000,000円を上限とします。

上記金額には、報酬、交通費、事務費、通信費等のすべての経費を含みます。

7 応募資格

次の各号に定める要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 法第37条に定める資格を有する公認会計士又は監査法人（以下「監査法人等」という。）であり、公認会計士法その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。
ただし、複数の公認会計士（以下「連合体」という。）により応募する場合は、共同応募することを相互に約した協定書（写し）と、代表者を定めて「提出書類」の作成及び提出等に関するすべての業務についての権限を委任した委任状を添付できる者であること。
また、連合体により応募する場合は、連合体を構成する者すべてがそれぞれ次の（2）から（9）までのすべての要件を満たす必要があります。
- (2) 監査法人等であって、府の区域内に事業所を有する者であること。
- (3) 本業務従事者が公認会計士法第30条及び第31条による懲戒処分を受けたことがないこと。
- (4) 労働関係法令等を遵守し、業務内容を誠実に履行できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (8) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (9) この募集開始の日から事業者選定の日までの間において、次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
- イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
- ウ 売買、貸借、請負その他の契約（府を当事者の一方とする契約で府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）を行ったこと又は契約若しくは契約に基づく府の指示に違反して府若しくは第三者に損害を与えたことにより損害賠償の請求を受けている者（この告示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）
- エ 公認会計士法第34条の21第2項の規定による処分を現に受けている者

8 選定スケジュール

事前説明会	開催日	平成23年7月5日(火曜日)午前10時から(1時間30分程度)
応募書類の受付	受付期間	平成23年6月24日(金曜日)から同年7月25日(月曜日)まで 午前10時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)
応募書類等に対する質問及び回答	質問期間	平成23年6月24日(金曜日)から同年7月6日(水曜日)まで
選定委員会・ヒアリング	開催日	平成23年8月3日(水曜日) 午後1時30分から(応募受付順に実施) (場所:大阪府咲洲庁舎38階大阪府府民文化部会議室)
結果通知	通知日	全提案者に対し、平成23年8月上旬頃に行う予定です

9 応募手続

募集要項の配布	配布期間	平成23年6月24日(金曜日)から同年7月25日(月曜日)まで 午前10時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)
募集要項の配布方法	配布場所	大阪府府民文化部 私学・大学課 大学グループ 〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 38 階 ※郵送による配布は行いません。 以下のホームページからも要項をダウンロードできます。 私学・大学課ホームページ⇒ http://www.pref.osaka.jp/shigaku/fu-daigaku/koubo.html
	開催日時	平成23年7月5日(火曜日)午前10時から(1時間30分程度) ※応募提案者はできるだけ説明会に参加してください。 ※終了時刻は、進行状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。 ※来庁の際は公共交通機関をご利用ください。
事前説明会の開催	開催場所	大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 18階会議室
	参加申込方法	◇ 事業者名、参加人数、参加者職氏名、連絡先を記入のうえ、電子メールでお申し込みください。 ◇ 「件名」の始めに「【説明会申込】」と明記してください。口頭、電話等による申し込みは取扱いいたしません。 ◇ 会場の都合により、1事業者につき2名以内でお願いします。 ◇ 説明会の申込期限:平成23年7月4日(月曜日)正午必着 電子メールアドレス shigakudaigaku@sbox.pref.osaka.lg.jp ◇ なお、説明会当日は、募集要項等配布書類を持参ください。
質問の受付	受付期限	平成23年7月6日(水曜日)午後5時まで(必着)
	受付方法	◇ 「質問票」(様式 A)により、下記電子メールアドレスあて提出してください。 電子メールアドレス shigakudaigaku@sbox.pref.osaka.lg.jp ◇ 「件名」の始めに「【質問】」と明記してください。 ◇ 様式以外による質問、電話、ファックス等による質問には回答できません。
	回答方法	質問への回答は私学・大学課ホームページに掲載し、個別には回答しません。 私学・大学課ホームページ⇒ http://www.pref.osaka.jp/shigaku/fu-daigaku/koubo.html
応募書類の受付	受付期間	平成23年6月24日(金曜日)から同年7月25日(月曜日)まで 午前10時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

応募書類の受付場所	受付場所	大阪府府民文化部 私学・大学課 大学グループ 〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 38 階
応募書類の提出方法	提出方法	書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は不可)
応募に要する費用の負担	費用負担	応募に要する経費は、すべて提案者の負担とします。
提出書類	応募書類	ア. 申込書 (様式1) 【原本1部、コピー7部】 イ. 企画提案書 (様式2) 【様式2: 原本1部、コピー7部】 ウ. 応募金額提案書 (様式3) 【様式3: 原本1部、コピー7部】 ※申込書等は記載項目の内容に応じて枠を適宜修正してお使いください。
	添付書類	① 直近の決算(事業)報告書の写し 【8部】 ② 印鑑登録証明書(提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。連合体の場合にあつては、代表者のものに限る。) 【原本1部】 ③ 登記簿謄本(提出日から3ヶ月以内に発行されたもの)及び定款(ともに、法人の場合に限る。) 【原本1部】 ④ 納税証明書(未納がないことの証明) 【原本各1部】 ・大阪府の府税事務所等が発行する府税(全項目)の納税証明書 ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 ⑤ 障害者雇用状況報告書の写等 【1部】 a 常用労働者の総数が56人以上の事業所の場合 公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』(平成23年6月1日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの)の写し ※電子申請により提出された場合は、申請書のプリントアウトしたものを提出してください。 b 常用労働者の総数が56人未満の事業所の場合(様式4) ⑥ 連合体により提案する場合は、上記添付書類①から⑤(②を除く)は、すべての構成員について提出してください。また、共同応募することを相互に約した協定書(写し1部)及び代表者を定めて「提出書類」の作成及び提出等に関するすべての業務についての権限を委任した委任状(各1部)を提出してください。(様式自由)
	書類の返却	応募書類及び添付書類は、理由の如何を問わず返却しません。 なお、応募書類及び添付書類は、参加資格及び事業者選定の審査のみに利用し、他の目的には使用しません。
	書類不備	応募書類及び添付書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。

選定委員会・ヒアリング	平成23年8月3日(水曜日) 午後1時30分から(応募受付順に実施) (場所:大阪府咲洲庁舎38階大阪府府民文化部会議室) 書類審査及びヒアリング審査を行います。
その他	・応募書類の提出に際しては、原本及びコピーのセットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出してください。 ・表紙及び背表紙にはタイトルと、提案事業者名等を記入してください。 <記入例> 「大阪府立大会計監査人業務」企画提案書 事業者名 () ・受付期間終了後の提出・差し替えは認めません。 ・提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとします。

10 審査・選定方法

(1) 審査方針

審査は、専門家で構成する選定委員会が行います。

審査にあたっては、次の(2)審査基準に基づいて提案の内容等を審査、選定し、最優秀提案者を決定します。

なお、申込者が1者の場合は、次の審査基準に基づいて選定事業者として適正か否か等を審査し、審査結果が一定の基準を満たした場合(審査項目1～3の合計90点のうち50点以上であること)は、最優秀提案者(選定事業者)とします。

選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
1 監査法人等の基礎事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士の人数 ・財務状況 ・大阪府の施策との整合性（障がい者雇用の実績） 	12点
2 会計監査人等の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・国立・公立大学法人及びその他の独立行政法人等における会計監査人業務実績 (特に大学法人での実績を重視します) 	12点
	<ul style="list-style-type: none"> ・国立・公立大学法人及びその他の独立行政法人等におけるその他支援業務実績 (特に大学法人での実績を重視します) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・国立・公立大学法人会計及び独立行政法人会計制度についての公的機関における研究会、委員会等への関与の実績 	
3 提案内容	<p><監査方針・計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査方針（取組方針、重視する事項等） ・監査計画（スケジュール、日数、内容等） 	66点
	<p><監査体制等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査チームの構成（実績等） ・監査チームの組織体制、指揮命令・情報の共有体制 ・サポート体制、会計制度変更に関する情報入手等 	
	<p><取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学法人に対する現状・課題認識を踏まえ、 <ol style="list-style-type: none"> ① 特に提案を行う監査業務の内容 ② 提案を行う会計支援業務の内容 等 ・監査業務の品質確保の取り組み 等 	
4 所要経費	<p>経費の縮減について、次の計算式により所要経費（見積金額）に係る点数を算出する。 (小数点以下は切り捨て)</p> $\text{満点(10点)} \times \frac{\text{契約上限金額} - \text{提案金額}}{\text{契約上限金額}} \times 0.3 = \text{評価点}$ <p>※見積金額が契約上限額を超えた場合は、審査の対象としません。</p>	10点
合計		100点

(3) 審査（選定）方法

上記の（2）審査基準に基づき、書類審査及びヒアリング審査を実施し、優れた提案を行った提案者を選定します。

選定委員会によるヒアリング審査（8月3日（水曜日）午後1時30開始）の集合時間については、事前に提案者に連絡します。

ヒアリング審査には追加資料やパワーポイント等機材を使用することはできないのでご注意ください。

(4) 選定結果

選定結果については、採否にかかわらずすべての提案者に選定後速やかに書面にて通知します。（電話等によるお問合せにはお答えできません）

また、事業選定過程の公平性を明らかにする等の観点から、以下の内容について、大阪府ホームページ（※）により公表しますので、ご了承ください。

- ア 最優秀提案者と評価点・提案金額
- イ 全提案事業者の名称（申し込み順）
- ウ 全提案事業者の評価点・提案金額（評価点順）
- エ 最優秀提案事業者の選定理由
- オ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

（※大阪府府民文化部私学・大学課ホームページ：

<http://www.pref.osaka.jp/shigaku/fu-daigaku/koubo.html>）

なお、提案者が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

(5) 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とします。なお、連合体にあっては、構成員が1つでもこれらの条項に該当する場合は同様とします。

- ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 応募提案書類に虚偽の記載が認められた場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1.1 その他

- (1) 応募いただいた内容については、補足説明等をお願いすることがあります。
- (2) この提案に要する経費については提案者の負担とします。また、提出された書類は大阪府府民文化部私学・大学課に帰属するものとし、返却しません。なお、

これらの書類はこの公募型プロポーザル方式による事業者選定の審査目的以外に使用しません。

- (3) 「10 (5) 失格事由」等により大阪府または法人が損害を被った場合、賠償を請求することがあります。
- (4) この要項に定めのない事項については大阪府府民文化部私学・大学課と協議の上、決定するものとします。

12 問い合わせ先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎38階

大阪府府民文化部 私学・大学課 大学グループ

TEL (06) 6210-9270 (直通)

FAX (06) 6210-9276